

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年1月7日(金)
会議時間 9時30分開会 10時55分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 議会費に係る新年度予算について
 - ・道外の市町村行政調査について
 - ・議会研修要綱に基づく研修について
 - (2) 令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて
 - (3) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：おはよう。改めて2022年、新しい年を迎え、初議運である。昨年は1年間、コロナで振り回された中で、いろいろな仕事的にもコロナの影響は大きかったことは事実だと思うが、当議会としてもそういう時代を町民の皆さんと一緒に乗り切る知恵、それについてしっかり監視をしていく必要があると思っている。あと任期は1年と1か月弱だ。皆さんの御協力をいただきながら、議会運営委員会においてもスムーズな運営を図っていきたいと思っているので、また今年1年間よろしく願います。

それでは、早速、本日の議会運営委員会を開会する。
議件に入らせていただく。

(1) 議会費に係る新年度予算について

- ・道外の市町村行政調査について
- ・議会研修要綱に基づく研修について

委員長：(1) 議会費に係る新年度予算についてということで、これは資料は何もない。新年度、令和4年度の予算の総務課、それから副町長等々の査定協議中だと思うが、その中で出てきた問題と言うか、考え方として執行部側のほうからもお話もあったようなので、局長からちょっと説明をいただいてから協議に入りたいと思うが、そういうことでよろしいか。よろしく、局長。

事務局長：皆様、新年あけましておめでとう。今年もよろしく願います。

ただいま委員長から、議題の1番目、議会費に係る新年度予算についての協議について、御説明いただいた。年前に議会費の予算の部分、特に従来、実施してきていなかった行政視察調査の部分について御協議をいただいて、予算の査定に臨んだところである。委員会の中では、厚生文教常任委員会については、行き先をある程度定めて、当該の行政視察実施の方向ということで整理をしている。

総務産業常任委員会については、コロナの状況で不安定な環境下であることと、議員の任期の最終年というところも鑑みて、現状としては実施をしない方向で予算の対応をしていくということで、その内容をもって12月29日、副町長の予算査定を受けたところである。

4年度については、令和2年、3年と道外等に係る旅費等については全体的に見送るというような方針であったが、4年度については従前、実施してきていることに鑑みて、必要な部分については道外の移動についても予算化をしていくという動きの中で、現在、調整作業が進められている。今回、議会の2つの委員会のうち1つについて道外の調査、もう1つについては道外を見送るということで説明をしたところなのだが、執行部側からは、当初予算の調整に当たって、できれば議会として統一した動き、両委員会の対応の統一化ということは難しいのだろうかということの問いかけがあった。後日、予算の町長査定があるが、それまでにちょっと、もう一度、議会としての御意見を確認してきてもらえないだろうかという話があったということで、今回、この場の御協議をお願いしたところである。

また、もう1点の、議会研修要綱に基づく研修の部分、こちらは国際市町村アカデミーか、そちらのほうの研修等の見込みで予算組みを要望としては9名で上げている。こちらについては、この任期の中で定数に対して3名しかまだ実施できていないということで、残る9名を研修の対象としたいというこちらの説明が通り、現状ではち

らの部分、9名については予算が確保できる見通しになっているという状況にある。こういった状況を踏まえて、先ほどお話した道外の行政調査の対応について、もう一度、ちょっと御意見等で整理をしていただいたものを、査定の中でまた説明をしていきたいというふうに思うので、御協議をお願いしたいというところである。

委員長：ありがとう。

今、局長のほうから、執行部側との協議の流れについて説明があった。一般的に、予算だから、当初予算だから、議会として統一した要望ということで、事務局サイドでは執行部側に話をするのが一般的だと思う。それからいくと、今回、いろんな考え方があってはいえ、2つしかない常任委員会に1つは行かないということで答えを出しているが、これらについて改めて予算は予算として確保して、所管、調査する場所によって、項目によって変わると思うが、その時期で行ける、行けないを判断するべきと、してほしいと、すべきじゃないかというような考え方で相談があった。これらについて感情論じゃなくて、事務の流れということをも十分判断した上で御意見を賜りたいと思う。一言ずつお願いします。

そして、その結果、私なり議長から議運の結果としてこういうことだというのを総務産業常任委員会に諮っていただくとか、厚生文教に諮っていただくとか、そういう手順にしていきたいと思うので、よろしくお願いします。口田委員。

口田委員：一応、考え方として、この来年度予算について、我々は任期が1月まで。我々のことだけを考えればいいのか、次に新しく選挙で出てこられる2月、3月の2か月、あるはずだから、新しい議員になられた方の任期がね。それまでを考える必要があるのか、そこら辺の線というのはどういうふうに解釈したらいいかな。

委員長：次の選挙、町議の。それは一般的にそうだが、私たちの任期はそういうことであっても、予算の執行期間というのは4月から3月までだから、だから当然、来年は1月末で終わったとしても、2月、3月、極端なことを言えば2月、3月の職員の給与、俺は関係ないから当初予算で見るなどは言えないわけ。だから、そこはあまり考える必要はないと。1年間としての、そこで議論できるのは3月の予算でしかないわけだから。次の議員、新人が次に出てくるか、誰が辞めるかというのはまだ分からないわけだから、だから与えられた任期、期間の中で自分たちが検討できるものについては全うしておく。ただ、それが年度替わりが3月であっても、結局はそれまでの、その、それまでは責任を持った考え方をしていく必要があるだろうと。後のこと考えると。3月末までの予算だから。だから2か月分もちゃんと責任を持った予算を協議していくというふうな捉え方をしていただければと思うのだが。出る、出ないはもう全然話が別だと思う。

口田委員：そのとおりにんだ、そのとおりにだと思うのだけれども、そうなると、我々の判断だけで、とりあえず今回、やめようということにはならないと思うのではないかな。

委員長：あ、そっちのほうでね。だから今、ここでやめる、やめないではなくて、やっぱり議会として意思統一を図った形で予算要求、要望をしておくべきでないかという捉え方をしていただきたい。

口田委員：分かる。言わんとしていることは全部分かる。で、私の考え方としては、とにかく相対的に1年間の予算を考えてやるのだから、我々の任期はないけれども、相対的にも考えたら、やはりこれはひとつ予算計上しておいたほうがいいのかというふうに結びつくのだけれども。

委員長：はい、分かった。みんな仲良くやろうということで理解しておきたいと思う。ほかに。意見を。

高橋委員：まあ、この予算を出すに当たって、それぞれの委員会が検討した上で、行く、行かない、必要ある、ないということを決めてきたにも関わらず、今回、予算確保のために、予算を取っておくべきだということがよく理解できないのと、議会で1つで、同じようにという考え方が、それも理解できない。別に検討した上で、こっちの委員会は行くことになって予算が必要だ、こっちは行かないのに、行かないって結論で、予算は必要ないってということに対して、執行部側がいい、悪いってどうか、一緒にできないのってということ自体がナンセンスというふうに感じている。

ただ、行政の流れの中で、それが必要だということであれば、それは総務産業の中で必要だということの説明していただくのも結構だが、どうもその手順ってというのは無駄なことかなという気がするし、私はこのまま、そういう結論ですだからって事務局には押しついできたいというのが、私の考えだ。

委員長：ほかに。山下委員。お願いします。

山下委員：予算の編成作業に当たっては、いろいろな部分で理解できる部分はあるのだけれども、予算というのは、やはり結果があつての予算という部分が重要なという気がする。そういった部分では計画がある部分について、今回、お願いしているという部分がある。そういった部分で、計画がないものをお願いするというのもどうかと、ちょっと感じる部分がある。やはり予算に乗せるからには、きちんとした何かなければ予算執行残になるというのが見えている部分を、そのまま残して予算計上するというのは、ちょっと普通では考えられないかなという気がする。

そろえたいという部分について、理解はできるのだが、そういった部分の、実際の予算の在り方という部分については、高橋委員が言われたような感じできちんと計画のあるものを計上するというのもう一度、執行部側に伝えてもいいのかなという気がする。

以上だ。

委員長：引き続き鈴木委員。

鈴木委員：まあ副町長、議会内の研修体制というか、視察、研修というよりは視察体制を平準化していくべきだという考えは非常にありがたいことだとは思う。

私も今もって、感情的に言えば行きたいなと、やりたいなという思いもあるが、感情を一切排した中で考えていけば、うちの委員会の総意というよりは、多数決の中でそのような形の結論が出てしまっている以上、要は先ほど口田委員からも、2月、3月のこと、来年のことを考えているのかというお話もあったけれども、考えてない、きっとね。感情的に、今、コロナだからというような意見も多かったものですから。これ、過去にもう2回やっているのですよ、もう委員会で。2回やって、2回とも、やっぱり行かないという結論に達している以上は、ありがたいお話なのだが、私は委員会を預かる委員長としては、必要にしたいけれども、それをまとめる自信はない、残念なことね。

ただ、この1年、何があるか分からない上で、それらも含めて視察って、緊急性があるときも含めてやらなきゃならないことだけれども、その緊急性すらも放棄している状態も、多少見えないこともないので、残念ではあるが、今の状態では難しいのかなというのは正直な気持ちだ。委員会をまとめようにも、ちょっとまとまりきらないかな。もう固辞しているというか、固執しているというか、という部分も見られたものだから、残念ながら、ちょっともう、それに関してはアレルギー状態になっていたもので、もうこれをまとめる、この部分についてはちょっとまとめきれないだろうと思う。

委員長：口田委員。

口田委員：まあ、今、お三方のいろんな意見聞いたら、まあ無理だろうと、一本化するのは無理だろうというような考えの意見だったと思うのだけれども、本来はそうではないというふうに私は思う。本来はやはり一本化した中で、議員活動は、片方はやって、片方はやらないとかって、やはりある程度、足並みをそろえた中で行動するのも大事な方法ではないかなというふうに私は思うが。でもできないっていうのなら、私はしゃにむにやれとは言わない。でも、そういうものでないぞということを一言言いたい。

鈴木委員：そのとおりだと思う。とは言いながら、理解を得られなかったという、この委員長の度量の狭さと不器用さがこういうふうになったのだなということでお詫びを申し上げたいと思う。

口田委員：鈴木委員長がね、どうしてもできないという話もあったので、私はあえてそれをやりなさいとは言わないけれども、全く残念だなと思う。

以上。

委員長：出そろった。これについてはということになるが、議運としての考え方は、皆さんそれぞれ御判断いただけたらと思う。

ただ、これを厚生文教で要求していく、そういうことを決定し、今の段階では決まっただけけれども、これについて町民からの意見として、どういうことが予想されるか。これはちょっと、離れたかも知らないけれども、その辺の考え方、いや、決めたのだからそうやってそのままやめれば、行かなきゃいいだろうということなのか、何でコロナの中で行くんだという批判、これがそういう町民の声をある程度想定した中でも判断していく必要があると思う。

先ほどちょっと出ていたが、予算で取ったら予算を残すわけにはいかないというのは、これはナンセンスだから。予算は予算で、ちゃんと執行残とかいろんなものはあるわけだから、問題は町民がどういう判断をしていくかということも考えてもらいたいなというふうに、私は思う。だから、予算みたら使わなきゃいけないというのは、昔の役所の発想だから。余ったものはちゃんと、正確、無理して使わないで余して、ちゃんと繰越しに持っていくと。昔は予算、これ余したら、来年度、旅費つかなくなると、当役場ではなかったと思うが、そういう話は役所の中でよく出た。予算は予算として使えるものは使うけれども、不必要なものは余したのをちゃんと繰越ししていくという、それが監査の役目でもあると思う。そういう思いから、もう一度、その辺を考えて、決定したからそれはそれでいいのだが、説明、今後出たときに、町民に対してどのような説明ができるかということを含めて御意見いただきたいと思う。鈴木委員。

鈴木委員：そういう問題ではなくて、もう委員会で決めてしまっていることなのだ。調査をする気ないって言っているのだから、しませんって言っているのだから、そういう調査は。内部の調査をしたいっていうのがうちの委員会の大部分の意向なので。これ、例えば事務局とか議長を含めて個別に説得していただけたら、それはそれでいいけれども、そうすると委員会が崩壊するので、今度。委員会は何をしたんだって。委員会、委員長は何しているんだということのと、委員会の意向を無視してやるのかということになるので。これは、中島委員長とあと口田委員の言っていることはよく分かっているのですけれども、よくよくこの後の委員会運営も含めて考えたときに、2回出した結論だから。ちょっと3回目にひっくり返すというのは、多分、いや、感情論ではなく現実論として委員会の議決が何だったのだったという話に当然なってくるから。

町民に対しては、もう素直にそれでいいと思う。委員会の意向としてというか、うちの委員会の過半数以上は今、そんなことしてる場合じゃないと、コロナで苦勞している人がいるなら、その人たちのために頑張ろうというような意見が多かったということもあるので、まあちょっと方向性はそれぞれの政治信条の考え方、持ち方なので、これをまた最初に戻すというのはちょっときつかなというのはある。

委員長：山下委員。

山下委員：先ほど、委員長から、執行残の関係の話、ちょっとあったのですが、私が説明不足だったかもしれないが、執行残というのは、必ず使えっていう意味ではないという、そして執行残以前に、言っていたのは、高橋委員と同様に、計画性のあるものを予算に盛り込もうじゃないかっていうのが主体で、そして執行残には付け足しの部分なのでそこら辺はちょっと誤解のないようお願いをする。

あと、町民に対してどう説明するかという部分については、今、鈴木委員が言われたような部分で、計画も持ってないと、そして片方は計画を持っているという部分で、説明をできるのかな。そしてまた計画を持たなかったという部分については、各委員会それぞれの考え方なので、委員会での考え方を予算計上してまで覆すというのは、ちょっとどうかなという部分も含めてお話をさせていただいた。

以上だ。

委員長：当委員会としては、それぞれの常任委員会で決定したことを尊重していくということを変えるわけにはいかないと、今の皆さんの意見で、そういうふうにする。そして、言葉尻みたいになるが、調査する項目がないとか、ということであった場合は、総務産業については道内研修もいろいろな研修が非常に制約を受けてしまう可能性がある。私は現状で総務産業の委員だが、私の認識としては、任期が残り少ないということ、それとこの今現状のコロナ、今また広がりが出てきているが、これらについて心配というか、それらを含めて実施するのは、やめようという理解をしている。

所管事務調査とか、所管することがないから行くということ、今、計画がないから行かないのだということではないと、私はそう思っている。計画は作るものだから。だから、何かしなきゃならないと、ほかから言われることじゃない、内部で協議することだから。だから、そういう事情から言って、その委員長はどういう捉え方をしている、それは委員会で、これから新年度に向けていろいろな運営を諮ってもらえばいいと思うが、私はそういう認識でいたので。ただ、町民にはやっぱりあそこに出たことしか説明できないのかなという思いでいるところで、何か特別な、特にないね、これらについては。休憩する。

【休憩 9：56】

【再開 10：08】

委員長：それでは、議会費に係る新年度予算についてということで、道外の市町村行政調査費については、議運としては、今後、決定しているとおりで、両委員会に特に働きかけはしないと。ただ、議長、副議長という議会を預かっている立場の方がやられることについては、あえて制約するものでもないということにいたしたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことで決定をさせていただくので、議長、副議長、局長、何かあれば御協議して、よろしくお願いたしたいと思う。

次に、議会研修要綱に基づく研修について。先ほど局長のほうから、新年度については、過去は、昨年に行っていないけど、過去は3名、要求していたのが、予算として決定していたけど、新年度については9名分の予算を要求し、執行側のほうで一定の理解を示しておられるということで報告があった。これについては特に報告済みとしたいと思うが、よろしいね。

(はいという声あり)

(2) 令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて

委員長：次に、(2) 令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて、内容については、3年8月10日に人事院勧告が出された。3年度から期末手当については現行4.45か月を4.30か月に改正するものということであった。資料について添付されている。議会においては議会活性化特別委員会調査報告の中で、人事院勧告に準じた支給月数に改めることになっている。支給については、現在、6月と12月、6月が1.4、それから12月が3.05としているが、職員手当、それから管内議員報酬の多くが6月と12月を同数にしている。これについては、職員についても我が町では同じような扱いをしてるようだから、それらについて局長のほうから資料を基に説明をお願いしたいと思うが、よろしいか。局長、よろしく願いいたす。

事務局長：今、委員長から御説明のあった令和3年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについてである。

通常の年であれば、人事院勧告が出された年の年末に給与改定等が国家公務員のほうで行われて、それに沿って自治体のほうの職員、議員の関係の部分についてどうするかというところがあるのだが、昨年は、国家公務員の制度改正がコロナ等の関係があつて、国会のほうに提案されることなく年を越した。現状では年度は明けて4月に制度改正の動きが出てくる見通しで、今、職員側のほうでは総務課のほうで検討されているところである。

資料のほう、お手元に給与勧告の骨子というものと、カラー刷りの十勝管内の議員報酬に関しての一覧表を配布させていただいている。給与勧告の骨子の一番下のほうに表があつて、先ほど委員長から御説明のあった、現在、4.45月分の期末手当について、勧告では4.30月分、0.15月の削減ということで勧告が出ている。下の表のところ令和3年度、令和4年度の期末手当、勤勉手当ということで、職員の制度についての改定の案が出ている。通常であれば、令和3年の12月中に給与改正を行うということに沿った形の勧告での表になっており、6月期につきましては従前の制度の4.5か月分の2分の1に当たる2.25か月分を1.275、0.95の勤勉手当ということで既に支給がされている。総額が改定をされた場合については、令和3年度については6月支給の現状を踏まえて、新しい制度としては全体で4.30月分なのだが、既に6月で2.25月分を支払っているため、12月は2.075月で支給をするという、削減分を全部12月分で初年度は調整をして、翌年度は4月以降というふうに書いてあるのだが、合計で2.15ずつ6月と12月で手当を支給するというような制度設計が組まれている。

令和3年については、この削減が見送られたところである。職員についてはその分、この表にはないのだが、今、想定される部分として4月に制度改正を行って、6月期分で前年度の削減0.15か月分を、6月のときにそれに相当する額を削減するという内容の案で、今、国のほうが給与改定の制度を考えられているところであるそ

うだ。

職員については、毎年、定期昇給があるので、以前の低い給与で 0.15 月分を掛け合わせた実額を 6 月の手当から引くというような何か方法がある、検討されているそうなのだが、そういったところを踏まえて、今回、議員の報酬の期末手当について、先ほど御説明した活性化の報告に沿った形で人勧としての対応をそのまま取り込んで、総額 0.15 月分の削減を令和 3 年度制度改正という視野で取り組むかどうかの確認と、もう 1 点、これもちょっと査定の中で話題として出たのだが、管内各団体が 6 月と 12 月の手当支給については同率で出しているということで、今、表で示している清水町の部分が青い網掛けをしているのだけれども、赤い文字で書いてあるところの町村のところ、6 月と 12 月の支給月を違う配分で行っている団体になっている。士幌については全額を 12 月で一括払い、芽室町についてはこれ、月数自体が 4.1 と人勧よりも低いだけれども、5 月を一括払い、更別については 6 月が 1.1、残りを 12 月、幕別は 6 月 1.625、残り 2.575 を 12 月というような形で、変則的と言うか、6 月、12 月を違う割合で支給しているところは管内 5 つの町ということで、それ以外は全て 6 月、12 月を同率にしている。

清水町の部分のこの 6 月と 12 月の配分を、12 月に多く配分しているその元となっている考え方というのは、ちょっとこちらのほうでは確認ができなかったのだけれども、昨年は、この令和 2 年度の人勧のときには、12 月分のみを月数削減をして調整をしたところである。そういったところで、今回の対応をどのようにしていくのか、そういったところで御意見をいただいて、月数配分も含めて考え方を再度、確認をしていただきたいというところである。

以上だ。

委員長：ありがとう。

それでは、今、資料に基づいての部分もあったが、局長から説明いただいた。御意見をいただきたいと思う。これ、今、何点か絞ったほうがいいのか、今の話。

それでは、まず 1 点目に、この資料に基づく 6 月、12 月支給が職員も、他の多くの管内でも多くの町村で 6、12 月、同じ支給率というふうになっている。大体よそこに合わせる必要はないのだが、少なくとも職員がそういう形でやっていたら、職員と同じようにということを含めて、この点について期末手当についてのまず 1 点目をお諮りしていきたいと思う。御意見あるか。高橋委員。

高橋委員：ちょっと確認なのだが、この支給に当たって過去の歴史を顧みて、6 月が少なく 12 月が多い、この流れでずっと来ていて、ほかの町村もそうなのだが、6 月と 12 月の支給率を平等にとなった理由が分からないのと、そうすることが正なのか、中には士幌みたく 12 月に一発っていうのもあるし、ただ、これ任期が例えば 3 月までだとして、12 月でやめる議員が出たとき、それって 4.45 か月が 3 か月分カットされるものなのか、その辺の意味合いがよく分からないし、6 月っていうのは結局、任期から半年分で与えられるというか、支給される手当なのか、その辺もちょっと分からないし、何をどう、そのために同率でやっていることになっているのか、何かその辺分かれば、ちょっと説明してもらえるか。

委員長：事務局、何か情報を得ているか。局長。

事務局長：その制度の経緯、詳細というところ、申しわけない、今、答えられる材料は持ち合わせていない。ただ、手当の出し方としては、6 月の 1 日、あるいは 12 月 1 日の基準日時点で資格を有している方に支給をするという計算になるので、例えば、6 月 1 日、今、清水町でいけば 1.4 月で支給をされていて、その後、何らかの事情で 12

月よりも前に辞められたということであれば、12月の手当のときには当然、在籍していないので、この3.05という計算の手当はもらえない形になるので、その分を例えば在籍期間で6月から10月までいたから、その分をということは期末手当では計算出てこないと思うので、そういった意味からいけば、任期を全うしている分については、全く影響はないのだけでも、任期中の異動があったときにはその配分によって損と言ったらあれだけれども、期末手当のもらい分が大きく変わってくるという現象は出てくると思う。

先ほど人事院勧告の骨子の表を御覧いただいたように、職員についての期末手当、勤勉手当の合計の月数をほかの自治体はそれぞれ入れているので、今回、取りまとめた表で若干、その4.30と4.45の月数のデータがあるのだけれども、現状見る限りでは、これは改正の見込みを入れているところもあるようなので、これ、町村会からもらった資料だったのですけれども、現行の例規集で見ると4.3じゃなくて4.45というところもあったので、それぞれは人事院勧告で出されている期末手当、勤勉手当の合計額、これをそのまま制度として入れているのではないかなというふうに思う。

例えば、芽室が5月に4.1というところは何でという話は聞いておりませんので、それはそのこの事情かなというふうに思うし、今回の部分も執行部側からは、よそと違うけどどうなのという話であって、均せということではなくて、現状のままで、どちらかで調整をするという議会側の判断であればそれで進めていくということになるろうかと思う。

委員長：これ、6月と12月の基準日、支給基準日というのは。12月は1日。今、局長からお話あった、要するに途中退職者の計算、それはしないと。あくまでも手当については6月1日付で退職しているかどうか、12月1日現在退職しているかどうかで判断をすると、現状ではそういうスタイルになっている。

これ、見ていて、芽室町って珍しいなって思ったのだが、これ、5月という意味が、多分、芽室町、選挙4月のはずなのだよ。当選したらもうすぐ、その年のボーナスもらえるという、そういう理解もできるかなと。そういうことで、そういう考え方もできるなと思ったのですよね。ほかはちょっと分かりません。

ただ、私事務局のほうから、局長と話している中では、うちの町はどちらかという職員に合わせた形で取ってきているし、ただ12月で多かったのは、昔の発想ですけど、年越しにお金が必要だということで、12月、ボーナスが多かったというのが昔のあれかなと。時代は変わっているから、そういう部分では6月と12月、同じにしても、特に、昔は物、ない時代だから、これ、決められたときは、今はそんなに、正月だから特別という部分があんまり感じられないので、ほかの町村も同じにしたのかなというふうに、勝手に思っている。

意見をいただきたいと思う。鈴木委員。

鈴木委員：結論として、0.15下げるのはもうしょうがないよねっていう話、うちの町の流れとしてはしょうがないよね、議員もそうだよ。最終的には支給割合をどうしていくかということでもよろしいか。今はこうなっているけれども、どっちがやりやすいのか、職員に合わせたほうかやりやすいのであれば、僕はそれで。今のままでも平準化していくほうが普通っぽいのであれば、それは構わないかな。4月以降から実施していくのは全く構わないかなと私は思う。

委員長：ほかに意見。期末手当について。まあ、新しい発想を持たないで2つで決めていただきたいと思う。今のままがいいのと、6月と12月平準化するほうがいいと、この2とおりで整理していただきたいと思う。広げる気はないので均等割にするか、

今までどおりにするか、ということで、整理させていただいている。これは自由な討議にしちゃうといろんな方法が出てきちゃうとまとまらないので、年間収入は変わらないので、基本的に人勧サイドに準じること、それと職員とともにという考え方で御意見いただきたいと思う。いかがか。鈴木委員。

鈴木委員：ここに議題を出されたということは、同率支給にしたいということか、確認か。でも、確認するということはそういうことなのかなど。そのほうが事務局としてやりやすいのであればそちらのほうがいいかなというぐらいの理由だ、どちらでもいいのだけれども。ほかの町村に合わせていくっていうのもひとつかなとは思う。

委員長：ほかに町村、あんまり意識しない、職員に合わせていきたいという僕は言い方しているのだけれども、それはどちらでも。意見を。2つのうち1つ。新しいこと言わないで。

口田委員：私はどちらでもいいのだけれども。その中で言うと、事務的にこっちのほうがやりやすいよということであれば、そちらのほうがでもよろしいし、どっちでも。事務的に都合のいいほうにお任せする。

委員長：事務的には、職員と同じであったら間違いづらいと思う、同じ数字であれば。同じ倍数が出てくるわけだから。ただ、特にということだけだ、実際には、だから説明するほど重要な状況じゃないということで理解していただければと思う。山下委員。どちらかということで。

山下委員：どちらでもいいのだけれども、これは人勧に基づいた率でポンポンといこうというほうがこれからやりやすいのかなという気がする。ここで半々にしようというのではなくて、人勧に基づいた期末手当に今後はやっていこうかっていうほうが分かりやすいかなという気がする。今回については、ちょうど半々ということになるけれども、半々の意味合いとしては、そういった意味合いでということでの意見とさせていただく。

高橋委員：前の議会改革の特別委員会の中で、定率だった支給率を人勧に合わせるっていうふうにしたのも、職員と合わせようという話からのことなので、全部職員と、手当に関しては合わせればいいのかになって。だから、きっと、6月、12月、同率のほうが、職員も同じなのだったら、確かに委員長の言うとおりの間違いも、間違い要因が1つなくなるということだから、それはそれでいいのではないかと思う。

委員長：一応、この場での協議確認としては、6月と12月の支給については、同率で支給と。この場では決定ということにさせていただく。

次に、昨年度、勧告されている部分について、今、鈴木委員からもちよっと出ていたけども、それで取扱い、下げちゃだめなのか、人勧に沿ってということで今まで確認されているので、人勧で勧告されたものについては追従するという理解でよろしいか。いいか。いいね。

次に、これ、人勧で昨年8月に、8月10日に勧告されているが、いろんな事情でカットしないで従来どおり12月に支給されている。それについて、これ、職員も同じだが、それについて多く出ているという理解をしていただきながら、それについて今後、処理するかということについて今一度、説明をしていただいて、簡単に説明、局長からしていただいて協議していきたいと思う。局長の報告どおり了解をしていただきたいのだが、そういうことで局長、今一度お願いいたす。

事務局長：ただいま、制度としての月数としては、人事院勧告に沿って進めていくということで年間現行4.45を4.30月ということで、令和3年人事院勧告として対応していくという確認をしていただいた。

この改正の部分について、令和3年度の制度改正というところでは、既に6月、12月、合計で4.45月の手当支給が行われている分について、4.3の制度で令和3年度はそういう形にするということになると、0.15月分の期末手当が多く支給されたという形になる。職員のほうについては、これは6月の手当支給の際に差額の調整を行うことで、今、制度の検討がされているというところなのだけれども、この部分について、今回、改正をしていく上で6月の手当支給の際に、この0.15月分を減額する形で、令和3年度分の支給を令和4年度に入って調整をするということとしてよいかの確認をしていただきたいというところである。4.3か月を6月と12月で2.15ずつという制度を今後、基本にしていくという内容の改正に加えて、令和4年度については0.15月を6月で削減をして、2.0月の手当支給とするというような表現になるかと思うけれども、そういった対応でいいかどうか確認をしたいということである。

委員長：局長、ありがとう。今、局長から説明をしていただいた、特に複雑な状況じゃないのだけれども、6月手当で調整を0.15か月分調整していきたいということなので、その辺について何か意見あるか。

休憩する。

【休憩 10：38】

【再開 10：47】

委員長：再開する。

今一度、これについては事務方のほうの検討、調査をお願いして、次回に繰り越しと、考え方、結論、そういうことでよろしいか。事務局にまたお手数わずらわすけど、そういうことでよろしいか。

それでは、この件について、ここで終わったので、私のこの先の予定として、改正時期ということで、いつ改正した結果を議会に出すかというあれで、お諮りするところだけど、次回に持ち越されたので、次回で方向性を示していきたいと思う。

それでは、給与手当等に関する協議については、これで終わらせていただく。

失礼した。0.15の改正については、提案については条例の改正の時期については、臨時議会、新年度当初の臨時議会で、要するに定例会までに臨時議会があるという前提であるので、そこに提出していくと、改正を提案するということがよろしいか、提案時期として。

それでは、これで終わらせていただく。

(3) 議会報告会と町民との意見交換会について

皆さんにお諮りを申し上げたいと思う。議件の(3)番目、議会報告会と町民との意見交換についてということを経験として予定していたが、11時30分より清水消防団の出初式が予定されている。その関係もあるので、本日は議件としてはこの部分については次回に送るということにしたいと思うが、よろしいか。報告会について、よろしいね。

(はいという声あり)

(4) その他

それでは、（４）その他、委員のほうから何かあるか。ないね。

事務局、何かあるか。

事務局長：ただいま委員長から御説明あったように、議会報告会と町民との意見交換会について資料を準備させていただいたところだけでも、ちょっと内容、当初、1枚ものの意見交換会の振り返り項目のみは、この場で確認をした上で議会運営委員会の確認結果ということで、全員協議会に説明をして、全員協議会の中で全議員から意見交換会の振り返り、反省等を取りまとめていきたいというふうに思ったのだが、ちょっと時間がないので、全員協議会の中ではこの資料を同様に配付して、今後、議運のほうで振り返り項目の精査をした後、再度、各委員会での検討課題等も振り分けをして、最終的には意見交換会の報告書を作っていきたいという説明をしていきたいというふうに考えている。

あと、その他の部分だが、今後の日程ということであらかじめお知らせしたいと思う。1月25日、臨時議会の予定をしている。昨日、補正予算、これはコロナに関する生活困窮者に対する特別給付金の関係で補正予算の案件が生じたので、臨時議会を招集したいというお話があって、1月25日10時から臨時議会を予定している。この議会の議案の事前発送が1月20日となる。この日に合わせて執行部側のほうから町の個別施設計画、公共施設総合管理計画がまとまってきたので、その内容について説明をしたいということで、全員協議会の申し入れがあった。現状ではこれ、開催時間はまだ議長と固めていないので、今、この場で時間帯御相談をした上で固めて周知をしていきたいというふうに考えているところである。例えば午前であれば9時半とか、午後であれば1時半とか、そういったところで日程の設定について若干御相談をしたというところであった。

事務局からは以上である。

委員長：ありがとう。今、局長のほうからいろいろ御説明いただいたが、これに対して特に何かあるか。ないね。

それでは全員協議会、20日。開催時間は9時30分。1月20日、9時30分から全員協議会の開催予定。日程調整を今からよろしく願います。以上でいいね。

正月明け、皆さんにお集まりをいただいて、若干、1件残ったけれども、慎重なる審議をいただき感謝申し上げながら、本日の委員会、議会運営委員会を閉じたいと思う。

なお、次回については25日、臨時議会終了後、考えているので、それらも日程調整よろしく願いたいと思う。どうも御苦労さま。

【閉会 10:55】